



「カイケジャンボリー5」飲食出店者募集要項

「カイケジャンボリー5」イベント開催日に、海浜施設「BEACH RESORT KAIKE（海の家）」のテナント店舗を活用して、飲食提供をしていただける事業者を募集します。

「カイケジャンボリー5」イベント

ビーチをもっと自由におもしろく。」をテーマに、海水浴だけではない新たなビーチの楽しみ方として、約30mものクジラをはじめクラゲやタコなど様々な海洋生物の巨大カイトが彩る「空の水族館」や、水上散歩が出来るアクアロール体験、縁日、ミニ打ち上げ花火などファミリーで楽しめるイベントです。



1. 募集概要

(1) 名称

「カイケジャンボリー5」飲食出店者募集

(2) 開催日時及び出店枠数

2025年4月26日（土）～4月29日（火・祝）〈4日間〉

5月3日（土）～5月6日（火・祝）〈4日間〉

計8日間

【昼の部】10:00～16:00 【夜の部】18:30～22:00 ※ラストオーダー：30分前）

※雨天中止（天候状況により、出店中止、または出店時間の変更の場合あり）

出店日	出店時間		出店枠 (店舗数)	備考
	昼の部	夜の部		
4月26日（土）	10:00～16:00	18:30～22:00	3	昼・夜の部、両方営業が条件
4月27日（日）	〃	〃	3	〃
4月28日（月）	〃	〃	3	〃
4月29日（火・祝）	〃	〃	3	〃
5月3日（土・祝）	〃	〃	3	〃
5月4日（日・祝）	〃	〃	3	〃
5月5日（月・祝）	〃	〃	3	〃
5月6日（火・振替休）	〃	〃	3	〃

(3) 募集期間

締切 2025年3月18日(火)まで

※出店希望が多い場合、主催者で調整させていただきます。

※出店枠が埋まらない場合のみ、追加で募集します。

※お申込みいただいた出店者へは締切後、1週間以内に出店の可否をご連絡いたします。

(4) 出店場所

海浜施設「BEACH RESORT KAIKE (皆生温泉海遊ビーチ内)」テナント店舗

〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉3丁目4番地 (海浜2・3番湾)

テナント店舗 (ユニットハウス) **A・B・C**の**3店舗**を募集

※テナント店舗内の広さ、設備のレイアウト等の詳細は、別紙、テナント店舗 (ユニットハウス) 情報をご確認ください。

(5) 出店条件・出店料

出店料金：1日あたり **8,800円 (税込)**

※昼の部、夜の部の両方の営業が条件です。

※出店料とは別に光熱水費は別途ご負担いただきます。(子メーターで算出)

※悪天候により、イベントが中止の場合は、その日の出店料のご負担はございません。

※出店料は、イベント終了後、令和7年6月27日(金)までにお支払いください。なお、支払い方法については、出店者決定後、協議の上、決定いたします。

(6) 設備

調理に伴うユニットテナント内の設備は下記のとおりです。

①マルゼン 2口60cm 業務用コンロ 1台

②マルゼン コンロ台 1台

③シンク 1台、手洗いシンク 1台

④冷蔵庫 1台 (60L)

※消火器を必ずご持参ください。

※有料で、消火器、長机、パイプ椅子のレンタルも出来ます。(金額は飲食出店申込書を参照)

※各店舗の電力量の上限は、電灯が30A、動力は3KWといたします。(厳守)

(追加で発電機等を持ち込んでの調理も可能ですが、事前に容量等を必ずご相談ください)

※備え付けの業務用コンロ以外のガス使用は出来ません。

※その他、必要な調理器具等は出店者でご準備ください。

(7) ゴミ処理

イベント期間中は、主催者側で各店舗前にゴミ箱を設置いたしますが、各店舗前のゴミ箱の管理 (袋の取り替え等)、また各店舗で出たゴミは、出店者が責任を持って主催者が指定する収集場所へゴミの運搬をお願いします。

※汁物を提供する出店者は、必ずバケツとザルをゴミ箱付近に設置し回収をお願いします。

※廃油は下水処理できません。空の一斗缶等に移し変えるなど、各出店者で持ち帰り処理をお願いします (厳守)

(8) 営業許可及び保険

飲食店営業許可は主催者で行いますので出店者は届出等、必要ございません。店舗責任者は必要に応じて「損害保険」に加入してください。

(9) その他

来場者等のデータを分析し、イベントの費用対効果の測定、今後のイベント運営に反映するため、後日、売上（商品別毎等）の報告を提出いただきます。

2. 出店詳細等

(1) 環境への配慮

提供容器は、環境に配慮した容器・包装での商品提供に努め、ゴミの排出量削減につながる対策を講じてください。

(2) メニュー及び価格、食材管理等

①メニュー及び価格（追加・変更も含む）については、事前に当観光協会へ申請書を提出し、許可を得てください。

※他店舗と同メニューの場合、金額等調整させていただく場合があります。

②ユニットハウス内及びビーチ周辺に共用の在庫保管場はございません。

③食材保管や調理方法も含め、食中毒に十分注意してください。

(3) 清掃

①店舗周りにゴミを放置することがないように、常に心掛けてください。

②台風などの荒天時に、大量のゴミや廃棄物が発生した場合には、出店者において、放置することなく適切に処理してください。

(4) 風紀上の対策

①ビーチ内は禁煙です。関係者用喫煙スペースを設けますので、必ずそちらをご利用ください。

②刺青やタトゥー等の露出はしないでください。

③酒類を販売する際に、購入者が未成年であると思料するときは、身分証明証等により年齢を確認した上で販売してください。

④泥酔客への酒類の提供は行わないでください。

(5) 反社会的勢力の排除の徹底

①店舗の運営にあたり、暴力団などの反社会的な勢力の活動を助長し、暴力団の運営に資することとなる取引をしないでください。

②暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び店舗の従業員の身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書の作成にご協力ください。

(6) 苦情対応等

出店に関して、利用者や地域の住民から要望・苦情があった場合には丁寧に対応してください。

また、苦情や来場者からの要望等を受けた場合には、必ず報告してください。

3. 出店申込

(1) 応募資格

- ①主催者（米子市観光協会）及び他テナント出店者と協調を図りながら出店可能な方。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員、及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係にあるもの（従業員含む）でないこと。

(2) 応募書類

下記書類①～④をメール、FAX または郵送でお申込みください。

※土・日・祝日は当観光協会が休みのため、ご持参される場合は平日のみ。

- ①「カイケジャンボリー5」飲食出店申込書（様式第1号）
- ②誓約書兼同意書（様式第2号：個人用、様式第3号：団体用）
※複数で運営する場合は様式第3号を使用。店舗の現場責任者は必ず記載して下さい。
- ③調査票（様式第4号）
- ④飲食店営業許可、露店営業許可、自動車営業許可のいずれかの許可証のコピーを1部
※上記、許可をお持ちでない方は、営業類似開設届（様式第5号）エクセル内の記載例を参考に調理行程等を記入してください。（いずれかの許可証をお持ちの方は必要ございません。）

(3) 応募期間

2025年3月18日（火）まで《厳守》

(4) 提出先

米子市観光協会

住 所 〒683-0067 鳥取県米子市東町 161-2 市役所第2庁舎3階

宛 名 カイケジャンボリー5飲食出店者申込

電 話 0859-37-2311 FAX 0859-372377

メール yonagokankou-3@blue.ocn.ne.jp

(5) 選考方法

審査は、出店内容等により主催者により決定させていただきます。希望日に必ず出店が出来るとは限りません。応募多数の場合は、調整させていただきます。

(6) 出店場所

当観光協会の指示に従っていただきます。

4. お問い合わせ

米子市観光協会（担当：石倉・森下）

〒683-0067 鳥取県米子市東町 161-2 市役所第2庁舎3階

電話：0859-37-2311 FAX：0859-37-2377

○出店場所 テナント3店舗（ユニットハウス）

